



AMBASSADE DE FRANCE AU JAPON

Liberté
Égalité
Fraternité

フランス政府奨学金留学生募集要項

理系

2021-2022 年度

フランス政府奨学金留学生制度（理系）は、フランスで勉学、研究滞在を希望する日本国籍を有する者、または日本永住権保持者を対象としています。修士課程および博士課程への進学のほか、ダブルディグリープログラムで留学する学部生も応募可能です。

給費生は書類選考と日仏審査委員会による面接試験によって選抜されます。明確な留学あるいは研究計画、および事前にコンタクトを取っている受入機関からの受入承諾状況の提示が求められます。

[フランス政府奨学金留学オンライン出願登録](#)

注意：本要項に記載されている給費額は 2020 年度のものであり、2021 年度に改定される場合もあります。

目次

博士課程向け給費	1
学士・修士課程向け給費	2
共同給費	3
重複受給	4
出願資格	4
出願手続き	5
選考試験	6
試験関連日程	7
お問い合わせ	7

博士課程向け給費

一般給費

フランスの大学の博士課程に留学し研究指導を受ける学生向けの給費です。フランスの大学への登録が必須となります。

博士課程向け一般給費の給費期間は最長 18 ヶ月です。この給費には以下の二種があります。

- **博士（通常型）**：博士論文の準備のためにフランスに 6～18 ヶ月滞在する学生向けの給費です。滞在期間中、博士課程向け滞在費全額（月額 1060 ユーロ）が支給されます。
- **博士（交互滞在型）**：フランスと日本で交互に滞在をしながら博士論文の準備をする学生向けの給費です。日仏共同指導（コチュテル）など大学間協定が交わされている留学を対象としています。連続して最長 3 年間、年に 1 度 1～6 ヶ月間の滞在に対して博士課程向け滞在費全額（月額 1060 ユーロ）が支給されます。

一)が支給されます。フランスでの滞在期間は協定書あるいは合意書などに明記されている必要があります。

この博士課程向け一般給費は、公・民間問わずフランスあるいは日本のパートナー機関との共同給費とすることが可能です（「[共同給費](#)」の要項を参照のこと）。同等レベルの候補者がいた場合、共同給費が優遇されることがあります。

博士課程向け一般給費では上記滞在費のほかに以下の特典があります。

- フランス滞在中の社会保険
- 日本-フランス間の往復航空券（エコノミークラス相当）。ただし給費開始前にすでに日本以外に在住している者は除外。実習型の場合は初年度のみ
- 高等教育・研究・イノベーション省が管轄する高等教育機関の年間登録料最大 5000 ユーロの免除、あるいは一部負担（滞在期間が1年度分に満たない場合、免除額はフランスにおける滞在期間に準ずる）。そのほかに発生する学費などは対象外となることがある。不明な点がある場合は応募前にフランス大使館（「[お問い合わせ先](#)」参照）にお問い合わせください。
- 700 ユーロの学習・研究手当。勉学や研究に必要な費用（書籍や文房具等の購入、研究旅行費用など）のための給付。3ヶ月以上滞在する学生に対して支給
- 学生寮への優先的入寮
- キャンパスフランスの Etudes en France 登録料およびビザ申請費免除

研究実習給費

日本の大学の博士課程に所属し、15日~6ヶ月間、フランスにて研究実習をする学生向けの給費です。

博士課程向け研究実習給費は、フランスの研究所あるいは企業にて最長6ヶ月間の研究実習を行う学生向けの給費です。給費開始月は2021年4月から同年末まで調整が可能です。研究実習給費向け滞在費全額（月額1704ユーロ）が支給されます。フランスの大学に登録する必要はありません。

この博士課程向け給費は、公・民間問わずフランスあるいは日本のパートナー機関との共同給費とすることが可能です（「[共同給費](#)」の項目を参照）。同等レベルの候補者がいた場合、共同給費が優遇されることがあります。企業で実習を行う場合は、共同給費（半額以上を受入企業が負担）である必要があります。

博士課程向け研究実習給費では上記滞在費のほかに以下の特典があります。

- フランス滞在中の社会保険
- 日本-フランス間の往復航空券（エコノミークラス相当）。ただし給費開始前にすでに日本以外に在住している者は除外。
- 学生寮への優先的入寮
- ビザ申請費免除

学士・修士課程向け給費

フランスの修士課程あるいは学士課程に進学を希望する学生向け（学士課程はダブルディグリープログラムで留学する学生のみ）の給費です。

学士・修士課程向け給費はフランスでの留学期間中（あるいは一部の期間）の滞在費を支給します。この給費は以下の一のみです。

- **学士・修士**：9月1日（新学期開始日によって調整可能）から10ヶ月間。学士・修士課程の滞在費全額（月額700ユーロ）が支給されます。

学士・修士課程向け給費は、公・民間問わずフランスあるいは日本のパートナー機関との共同給費とすることが可能です（「[共同給費](#)」の要項を参照のこと）。同等レベルの候補者がいた場合、共同給費が優遇されることがあります。

学士・修士課程学生向けでは上記滞在費のほかに以下の特典があります。

- フランス滞在中の社会保険
- 日本-フランス間の往復航空券（エコノミークラス相当）。ただし給費開始前にすでに日本以外に在住している者は除外。
- 高等教育・研究・イノベーション省が管轄する高等教育機関の年間登録料を最大5000ユーロ免除。そのほかに発生する学費などは対象外となることがある。不明な点がある場合は応募前にフランス大使館（「[お問い合わせ先](#)」参照）にお問い合わせください。
- 700ユーロの学習・研究手当。勉学や研究に必要な費用（書籍や文房具等の購入、研究旅行費用など）のための給付。3ヶ月以上滞在する学生に対して支給
- 学生寮への優先的入寮
- キャンパスフランスの Etudes en France 登録料およびビザ申請費免除

注意1：学士課程向け給費は、日本とフランスの高等教育機関の間で協定が結ばれている**ダブルディグリープログラム**で留学をする学生のみが**募集対象**です。

注意2：学士・修士課程向け給費は延長の申請が可能、通常給費あるいは社会保険のみの延長が認められる場合があります。延長は書類審査によって決定され、自動的に認められるものではありません。

注意3：授業科目としてのインターンシップは、履修手引きやコース案内のパンフレットなどに記載されている必要があります。必須で定められている最低期間の間は、有償型のインターンでも滞在費が支給されません。

共同給費

滞在費を共同で給費する**共同給費プログラム**の募集は**四種（博士（通常型）、博士（交互滞在型）、博士（研究実習）、学士・修士）**で行っています。

- 公・民、日仏問わず、パートナー機関（日本の大学、日本あるいはフランスの財団、日本あるいはフランスの企業、フランスの地方自治体など）と共同で行う給費プログラム。両者の滞在費負担方法、旅費の負担、フランスでの滞在日程などを規定した協定書を在日フランス大使館とパートナー機関が交わすことを条件とします。
- 共同給費プログラムの場合、フランス政府奨学金（理系）の負担は、いかなる場合においても全額給費の半額（博士課程・一般給費は月額 530 ユーロ、博士課程・研究実習給費は月額 825 ユーロ、学士・修士課程は月額 384 ユーロ）を超えることはありません。
- 共同給費プログラムで採用された場合も、社会保険、高等教育機関の登録料免除（研究実習給費は除く）、学習・研究手当て（研究実習給費は除く）、学生寮への優先的入寮、キャンパスフランスの Etudes en France 登録料およびビザ申請費免除などの特典は、各課程の要項に記載されている給費内容に準じて供与されます。

共同給費は同等レベルの候補者がいた場合、優遇されることがあります。

フランス政府奨学金留学制度の共同給費プログラムの協力機関は以下です。関心のある方は、直接各機関と連絡を取り、留学計画（大学の授業や研究プログラムなど）を相談のうえ、一般の受験者同様オンライン出願手続きを行ってください。

一般財団法人 日本パスツール財団は**修士課程、博士課程の一般給費および研究実習給費の共同給費**を行っています。



<http://zaidan.pasteur.jp/>

問い合わせ：中村日出男または大谷恵子（jimukyoku[at]pasteur.jp）

条件：仏パスツール研究所の受入承諾書を事前に入手すること

分野：仏パスツール研究所で行われているすべての研究分野

（問い合わせメールアドレスの[at]を@に置き換えてください）

お茶の水女子大学は**修士課程あるいは博士課程の最長 10 ヶ月の共同給費**を行っています。



お茶の水女子大学
Ochanomizu University

<http://www.sci.ocha.ac.jp/gakubumenu/yuasafund.html>

問い合わせ：お茶の水女子大学 学務課 ファカルティ支援担当

（電話：03-5978-5288 Mail：faculty[at]cc.ocha.ac.jp）

条件：上記サイト内募集要項を参照のこと

分野：自然科学系分野

（問い合わせメールアドレスの[at]を@に置き換えてください）

共同給費プログラムに参加ご希望の機関はフランス大使館にお問い合わせください。

お問い合わせ：bourses-sst.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr

（問い合わせメールアドレスの[at]を@に置き換えてください）

重複受給

フランス政府奨学金留学生制度はフランスのヨーロッパ・外務省以外の省庁（博士契約）、エラスムス・プラス（Erasmus+）、フランコフォニー大学機構（Agence universitaire de francophonie）の奨学金との重複受給を認めていません。これらの機関から奨学金を受給する場合、フランス政府奨学金は取り消しとなります。

日本の奨学金との重複受給は部分的に可能です。合格者がフランス政府奨学金以外の奨学金（日本学術振興会、トビタテ、JASSOなど）を受給する場合は、社会保険と往復航空券のみの支給となります（給費内容および給費の可否は、重複受給される奨学金の規定や内容により異なります）。

受入機関

給費決定時に定められた受入機関の変更は原則として認められません。

出願資格

専攻分野

以下の領域に関わるすべての理系分野が対象となります。

- 数学とその関連領域・物理・化学
- 工学・情報通信技術
- 地球科学・宇宙科学・環境学
- 生命科学・医学・農学

年齢制限

1991年1月1日以降出生の者

国籍

日本国籍を有する者、または日本永住権保持者

学歴

フランスの修士課程に進学を希望する者は、給費開始までに少なくとも学士以上の学位を取得済みであること。フランスの博士課程に進学を希望する者は、給費開始までに少なくとも修士以上の学位を取得済みであること。

フランス語能力

- フランス語のプログラムで留学する場合は、授業を理解できるフランス語力を証明する必要がありますが、検定の合格証などは要求されません。
- 研究所などにおいて研究滞在をする学生の場合、英語力を証明できればフランス語力は要求されません。
- 英語のプログラムで留学する場合、フランス語力は要求されませんが、高い英語力を証明する必要があります。

面接試験ではフランス語または英語の能力が審査の対象となります。

健康

心身ともに健全な者

旧フランス政府奨学金留学生

旧フランス政府奨学金留学生は、さらに上級の課程への進学であれば応募することが可能です。

出願手続き

本年度からオンライン出願になりました。2020年11月20日までに[フランス政府奨学金オンライン出願サイト](#)で出願登録をしてください。

A オンライン出願サイトで必要情報を入力してください。

B 以下の必須提出書類をPDFファイルで添付してください。

B1 略歴（フランス語または英語、および日本語）

小学校以降学んだ学校名、研究所名、研究経歴、職歴、発表論文、学位、資格およびその取得年月日を詳しく記載すること（2021年度取得見込みの学位も含む）。数カ月以内に撮影した証明写真（カラー）を略歴の1ページ目に添付すること。

B2 推薦状（フランス語または英語）

現在の指導教官あるいは指導を受けている研究者（現在いなければ直近の指導教官あるいは研究者）からの推薦状。和文の場合は仏訳あるいは英訳を添付。機関のレターヘッド付き書簡用紙を使用し、日付、署名、署名者の氏名・肩書きが明記されていること。

B3 受入承諾書（フランス語または英語）

フランスの希望受入機関（大学などの高等教育機関、または研究所）からの受入内諾書。機関のレターヘッド付き書簡用紙を使用し、日付、署名、署名者の氏名・肩書きが明記されていること。
※応募の時点で受入承諾書が入手できない場合は「受入承諾状況説明書（フランス語または英語）」（様式任意、入手できない理由、入手予定時期を記載）を作成し添付してください。ご不明な点は事前にお気軽にお問い合わせください。

B4 研究計画書（フランス語または英語）

1～2ページの詳細な研究計画書。共同給費の場合は、給付情報（協力機関名、分かる場合は協力機関からの給付額）、申請状況（承認済み、申請中、申請前など）も記載すること。博士給費（交互滞在型）の場合は、フランスでの詳しい研究滞在日程を盛り込むこと。

B5 成績証明書（フランス語または英語）

大学入学以降の学業成績証明書

選考試験

【第一次選考】書類審査

第一次選考では以下の点を審査します。

- 留学・研究計画の質
- フランス語力ならびに（または）英語力

初めてのフランス留学・研究滞在を奨励（これまで一度もフランスへの留学経験がない応募者が優遇される場合があります）

書類審査を通った応募者のみ面接試験に進めます。

【第二次選考】面接試験

試験会場

面接試験は東京で実施

東京から約500キロ以上離れたところに居住する者は、オンライン面接（Skype）を受けることが可能です。ただし事前の接続テストで問題がある場合は東京会場で受験していただきます。試験当日ネット接続の不具合によるトラブルが生じていても審査委員会ならびにフランス大使館は一切の責任を負わず、再試験は実施いたしません。

面接試験

面接試験は口頭発表と質疑応答により行われます。使用言語は受験者がフランス語または英語を選択。研究分野の日仏専門家とフランス大使館代表者から成る審査委員会が、これまでの研究活動および研究計画（研究テーマ、問題意識、希望受入機関の指導教官とのコンタクト、モチベーション、キャリアにおける留学の意義など）を審査し、その内容とコミュニケーション能力を評価します。

第二次選考では下記の基準に基づいて審査します。

- 研究計画の適切さ
- 研究テーマの理解度
- キャリア計画
- 研究計画書および口頭発表能力
- フランス語力ならびに（または）英語力

必須ではありませんが、面接試験に際して以下のプレゼン資料の用意をお勧めします。

- Powerpoint などを使ったスライド（念のため PDF 版の用意もお勧めします）
- スライドの枚数は 5 枚まで
- 内容例：受験者の自己紹介（1 ページ）、留学・研究計画の紹介（2～3 ページ）、留学に対するモチベーション（1 ページ）

結果発表

結果発表は 2021 年 2 月を予定、受験者にメールにて通知します（必ず受信確認のメールを返信すること）。合格者にはフランスのヨーロッパ・外務省へ提出する給費申請書類を作成していただきます。給費の最終決定権はフランスのヨーロッパ・外務省にあり、同省の最終決定が下りるまでは、合格者であっても給費が約束されたことにはなりません。

留学期間と給費終了時

給費生には「France ALUMNI - フランス留学経験者グローバルネットワーク」への登録（無料）を推奨します。このネットワークを介して留学経験者との情報交換やイベント情報を入手することができます。

詳しくは：www.japon.francealumni.fr

給費終了後

給費終了時には、フランス語または英語の留学成果レポート（2 ページ、約 1000 単語）を作成し、受入機関の指導教官の承認を得たうえで、フランス大使館科学技術部へ提出していただきます。

試験関連日程

2020 年 9 月 20 日	2021-2022 年度フランス政府奨学金留学生募集開始
2020 年 11 月 20 日	オンライン出願締切
2020 年 12 月	第一次選考：書類審査
2021 年 1 月下旬	第二次選考：面接試験（東京、またはオンラインによる面接）
2021 年 2 月	結果発表

※上記日程は、事情により変更される場合もあります。試験の正式な実施日、時間、場所などは受験者にお知らせいたします。

お問い合わせ

在日フランス大使館 科学技術部
担当：平沢直子

メール：bourses-sst.tokyo-amba[at]diplomatie.gouv.fr

電話：(03)5798-6034

(問い合わせメールアドレスの[at]を@に置き換えてください)

応募はフランス政府奨学金のオンライン出願サイトにて行ってください。
応募登録完了後も2020年11月20日まで入力内容の修正が可能です。

[オンライン出願サイト](#)

本要項改訂について

本要項は、フランスのヨーロッパ・外務省の関連規定改定にともない変更されることがあります。変更が生じた場合は可及的速やかに本サイトの情報が更新されます。

最終改訂日：2020年8月12日

	社会保険	往復航空券 (エコノミー クラス相当)	大学登録料 免除*	学習・研究 手当**	学生寮への 優先的入寮	給費期間	給費額 (2020年度)	延長
博士課程向け給費								
博士（通常型）	○	○	○	700 €	○	6～18 ヶ月	1060 €	×
博士（通常型）共同給費	○	協定書に準ずる	○	700 €	○	6～18 ヶ月	530 €まで	協定書に準ずる
博士（交互滞在型）	○	○***	○	700 €	○	1～6 ヶ月 (3年間)	1060 €	×
博士（交互滞在型）共同給費	○	協定書に準ずる	○	700 €	○	1～6 ヶ月 (3年間)	530 €まで	×
博士（研究実習給費）	○	○	-	-	○	0,5～6 ヶ月	1704 €	×
博士（研究実習給費）共同給費	○	協定書に準ずる	-	-	○	0,5～6 ヶ月	852 €まで	×
学士・修士課程向け給費								
学士・修士 通常給費	○	○	○	700 €	○	10 ヶ月	700 €	申請可能
学士・修士 共同給費	○	協定書に準ずる	○	700 €	○	10 ヶ月	384 €まで	協定書に準ずる

*最大 5000 ユーロの免除。滞在期間が一年度分に満たない場合、免除額はフランスにおける滞在期間に準ずる。不明な場合はフランス大使館にお問い合わせください。

**3 ヶ月以上滞在する学生に対して支給

*** 実習型の往復航空券支給は初年度のみ